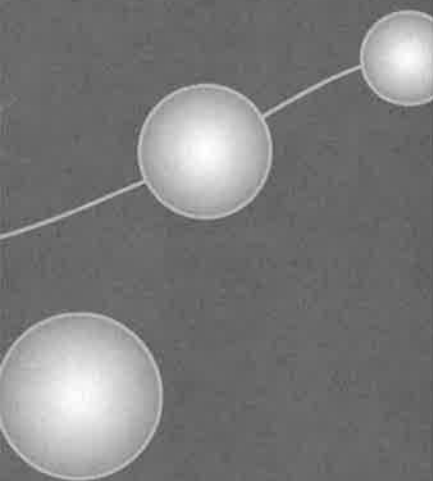


2007

The Official Journal of the Japan Association of Group Psychotherapy

日本集団精神療法学会

倫理綱領



前文

集団（精神）療法（以下、集団療法と記す：なお、ここには研修訓練グループを含む）を行うおうとする者は、参加者すべての基本的人権を尊重しつつ、相互の信頼に基づき、各人の健康の回復、社会生活能力およびその福祉の向上のために、専門家としての知識と技能を最大限に活用するよう努めるとともに、集団療法の発展のため、日々研鑽に努めなければならない。なお集団療法の中で、自らに対して自覚的であり、治療的な意味で自制的であるよう努める必要がある。また市民として一般に求められる倫理を遵守することの必要性は言うまでもない。

日本集団精神療法学会（以下、本学会と記す）の倫理綱領は、本学会会員が集団療法を行う際に守るべき行動の基本原則を示す。

I 治療契約あるいは研修訓練契約

1. 本学会員は、集団療法の参加者に対し、集団療法の基本的枠組み、治療目的（研修訓練の目的を含む）および想定される効果などについて前もって伝えることとする。
2. 本学会員は、集団療法の開始に当たって、集団療法実施者とその参加者との間で、前記第1項および実施に際しての基本的ルールに関して、十分な合意を得ることを必須の条件とする。
3. 本学会員は、集団療法の参加者に対し、集団療法を開始した後も、途中で参加を取りやめる権利を有し、それにより治療上の不利益を受けることのない点についても前もって伝えることとする。
4. 本学会員は、参加を希望する者から求めが

あったときには、本学会の認定資格の有無について明示しなければならない。

II 守秘義務

1. 本学会員は、集団療法の過程で知り得た参加者個人の情報を、正当な理由なく他人に知らせてはならない。教育、スーパーヴィジョンもしくは研究のために、集団療法の内容に関して他の専門家と情報を共有する必要がある場合には、参加者個人を特定できないよう匿名性に配慮しなければならない。その場合に、事実をことさら歪曲したり、誇張したりするようなことがあってはならない。
2. 本学会員は、集団療法の参加者に対し並行して個人療法を行う場合、個人療法によって知り得た情報を当該参加者の許可なく、集団療法の場に開示してはならない。
3. 本学会員は、集団療法参加者の治療および福祉増進のために、他の専門職種の人々との共同治療、連携治療活動、チーム医療の一環として、その集団療法を行う場合、共同治療、連携治療活動、チーム医療の過程で知り得た情報については、その秘密保持に十分な配慮をすると共に、その情報を、当該共同治療者および当該参加者の許可なく、集団療法の場に開示してはならない。
4. 本学会員は、上記共同治療、連携治療活動、チーム医療の一環として集団療法を行う場合、共同治療者や共同スタッフとの協議をすることなく、共同治療者や共同スタッフおよびその治療内容などの批判をすることや、当該参加者に対し、その治療活動の内容に関する情報開示を強要することによって、その

治療構造を混乱させたり、当該参加者に不必要な不利益をもたらすような危険を避けなければならない。

III 個人的な関係の禁止

1. 本学会員は、集団療法の参加者もしくは指導関係にある者との間に治療や教育指導と関連のない個人的関係、とりわけ性的関係をもってはならない。
2. 本学会員は、集団療法の参加者に対して、みずからの個人的利益や思想信条に基づき、何らの勧誘行為も行ってはならない。

IV 差別、暴力の防止

1. 本学会員は、集団療法の場における性別、人種、社会的地位、学歴、病歴、その他一切の差別的言動を無視することなく、当該問題について参加者とともに検討しなければならない。
2. 本学会員は、いかなる形であれ人権を脅かす行為については、これを許容することなく、集団療法の場における威嚇あるいは暴力行為、性的逸脱行為などの防止に努め、参加者の尊厳と安全を守るよう努めなければならない。

V 調査および罰則

1. 本学会に、倫理問題審査委員会を置く。同委員会は、本学会に対して倫理綱領違反の申し立てがあった場合、当該申し立てに関する調査を行う。同委員会の構成および調査手続きなどについては、これを別に定める。(なお、同委員会委員長および副委員長は予め選出されているが、他の構成員については、申し立て事案が発生した時点で、選出されることとする)。

2. 本倫理綱領に違反すると認められた本学会員に対しては、本学会定款、第9条が適用されるものとする。

倫理問題審査委員会規則

目的

本委員会は、本学会倫理綱領違反の申し立てがあった場合、当該申し立てに関する調査を行い、その調査内容および判断結果を理事長に報告することを目的とし、常任理事会とは独立して、その活動を行う。

構成

本委員会は、常任理事会の承認を得た6名の委員によって構成され、うち1名を委員長、1名を副委員長とする。本委員会の委員長は、本学会常任理事の中から理事長が選出する。本委員会の副委員長は、常任理事を含む理事の中から、委員長が選出する。委員長は、副委員長と協議の上、4名の委員を指名する。委員の1名は、本学会会員以外の法律の専門家とする。

義務

本委員会の委員は、調査によって知り得た全ての秘密を保持する義務を負うこととする。

調査の申し立て

本倫理綱領に違反するものと疑われる本学会会員がいた場合、これを知った者は本学会の会員であるか否かにかかわらず、本委員会委員長(以下、委員長と呼ぶ)に対して事実関係の調査を申し立てることができる。この申し立ては学会事務局を經由して行うこととする。その際、

被害を受けた者に限り、その身元の特定につながるおそれのある氏名・年齢・住所・所属などの情報を、委員長以外の者に明らかにすることなく申し立てを行うことができる。

調査委員会の構成と役割

1. 委員長が前記の申し立てを受けたときには、可及的速やかに、委員長、副委員長、および法律専門委員を除く、倫理問題審査委員会委員3名から構成される調査委員会を設置し、この調査委員会に事実関係の調査を付託する。
2. 本調査委員会は、事実関係の情報を実地見聞によって調査し、当該申し立てを行った者、当該申し立て案件で被害を受けたとされる者、および当該申し立て案件で倫理綱領違反が疑われる本学会会員から事情聴取を行い、報告書を作成して、これを委員長に提出する。

調査内容の検討と判断結果

1. 委員長は、副委員長と共に、上記報告書を中心的な立場から吟味検討した上で、本委員会委員全員出席の倫理問題審査委員会を、報告書提出後4週間以内に招集して、その報告書の内容を検討し、これに基づき、倫理綱領違反如何の事実関係に関する判断結果の結論を出す。結論は、多数決ではなく、全員一致の合意によるものとする。委員長が、合意に基づいた最終報告書を理事長に提出することをもって、全ての調査を終了したものとする。
2. 本委員会は、結論に向けて全員一致の合意が必要とされ、そのための努力を続けなければならないが、もし、どのように努力を重ねても、全員一致の合意に至らなければ、その

理由、すなわち多数意見および少数意見などを付記した報告書を、理事長に提出するものとする。そして、それ以降の作業については、理事長の裁断を仰ぐこととする。

判断結果と裁定内容の通知

理事長は、委員長から、最終報告書によって調査内容と判断結果の報告を受け、その妥当性を確認した上で、裁定を下し、その判断結果と裁定内容を常任理事会に報告する。あわせて理事長は、当該申し立てを行った者、および当該申し立て事案で倫理綱領違反を疑われた本学会会員に対して、倫理綱領違反に関する判断結果とそれに基づく裁定内容を通知する。

不服の申し立て

1. 当該申し立てを行った者、および当該申し立て事案で倫理綱領違反が疑われた本学会会員は、その判断結果と裁定内容に不服がある場合、委員長に対して不服の申し立てを行うことができる。不服の申し立てについては、判断結果および裁定内容の通知を受けた日から90日以内に、委員長に対し、文書をもってその申し立てをすることとする。
2. 上記不服の申し立てを受けた委員長は、副委員長とはかつて、その不服の申し立ての妥当性如何に関し、十分な吟味をすることとする。

不服申し立て検討委員会

1. 上記不服の申し立てが妥当と判断された場合は、委員長はその結果を理事長に報告し、理事長は新たに、常任理事の中から不服申し立て検討委員会の委員長を選出する。そして、この委員長が調査委員会の委員であった者以外の、理事を含む3名を指

名して、全4名からなる不服申し立て検討委員会を構成し、常任理事会の承認を得ることとする。

2. 不服申し立て検討委員会は、不服申し立ての妥当性および倫理綱領違反如何の事実につき検討のうえ、判断を下し、その結果を理事長に報告することとする。また、必要と認められた場合は調査のやり直しを行うことができる。
3. 本不服申し立て検討委員会の委員は、倫理問題検討委員会と同様に、匿名性の保持や知り得た全ての秘密を保持する義務を負うこととする。

再通知

理事長は、上記申し立て検討委員会委員長の報告を受けて、改めてその裁定内容の検討を行う。そしてこの過程とその判断結果および裁定内容を、申し立てを行った者および倫理綱領違反が疑われた本学会会員に通知する。

調査費用

上記調査に関わる費用については、本学会による負担を原則とする。但し、倫理綱領違反に関する事実の十分な確認がなされていないなど、正当な理由が無く、一方的に申し立てが行われたと認めるに足る事実が存在すると理事長が判断した場合には、この限りではなく、当該申し立てを行った者に対して、調査費用を請求する。

附帯条項

本委員会規則は運営規約なので、今後実際の事案に適用しながら、現実の実態に合うよう、ふさわしく改定していくものとする。

別記

1. 本学会倫理綱領違反会員に関する罰則の細目については、本学会定款中の罰則規定に、これを定める。
2. 上記罰則内容が除名に当たる場合には、理事長はこの事案とその裁定内容を理事会および総会に報告し、学会誌またはニュースレターを通じて、会員に知らせる。

上記の別記 1.と2.に関しては、2007年2月11日開催の常任理事会における協議の結果、以下の如く、改めることになった。

1. 罰則内容および罰則規定の作成に関しては現在検討中であるので、当面の間、「除名」処分に該当しない場合は、理事長が適切と思われる措置を常任理事会に提案し、常任理事会で合意された結果を理事会に報告して、理事会の承認により決定するものとする。決定された措置内容は、これを学会員に広報する。
2. 会員に、本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為があったときは、常任理事会の承認を経て、理事会および総会に報告した後に、理事長はこれを「除名」することができる。そして、このことを学会誌またはニュースレターを通じて、会員に知らせる。(本文の前半は、定款、第9条に対応しており、これと同一文面である)

付則

倫理担当理事：これまで通り、学会定款にある第12条の役員の職務に基づいて、倫理担当理事を置く。本学会の倫理に関わる本質的問題について検討を要する場合、および倫理綱領や倫理問題審査委員会規則について改定が必要とされる場合には、倫理担当理事がこれに当たり、その原案を常任理事会に諮ることとする。

解説

1. 本倫理綱領成立に至る経緯

日本集団精神療学会は1978年発足の集団精神療法研究会に端を発している。この研究会が発展して、1983年2月、日本集団精神療学会が設立された。当初は加藤正明先生が理事長を務められ、1987年には国際集団精神療学会、第1回環太平洋会議を本学会が主催し、成功裏に終わることができた。この時を機に、加藤先生は理事長を降りる意志を伝えられ、常任理事会で真剣な討議の末、これを受け入れることとして、以降は当時の常任理事5名が2年交代で理事長を引き受ける方針を決めた。そしてこの間、常任理事会として、学会の組織的整備、選挙制度の確立、教育研修制度の充実などの課題を果たしていくことを確認した。ところが、1990年代後半のある時期に、当時の理事長が不祥事件を起こすという事態が発生した。常任理事会はこの事態を重くみて、慎重な調査と協議の末、この理事長を除名処分にした。しかし同時に、常任理事会および4名の常任理事は、この事件の被害者、理事長から研修を受けていた研修生の心の痛手、更に学会としてのあり方の問題について、責任を痛感し、特に上記の学会の組織的整備、選挙制度の確立、教育研修制度の強化、充実などを急ぐことと共に、学会としての倫理のあり方に検討を加える必要性を確認した。なお、それ以前から研修担当理事、編集担当理事などの担当理事制を敷いていたが、常任理事会は自らの課題として倫理問題を考えていくために、1998年から倫理担当理事をおくことにし、吉松和哉をこれに当て、また2001年からは倫理委員会という形をとることにして、倫理規定作成の体制を強化し、その委員に小谷英文を選んだ。

吉松と小谷は、自らが作成した日本集団精神療法倫理規定案を2001年5月7日付けで、常

任理事全員に送付し、その意見を取り入れた改定案を常任理事会に提案した。この時点で学会レベルにおける倫理規定作成の検討作業が始まった。その後、2002年開催の第19回本学会大会、さらに2003年の第20回本学会大会と、2回にわたって倫理規定に関するミニ・シンポジウムを開き、大会レベルで、この問題に関する意見発表、協議、検討が行われた。これらの過程を踏まえ、常任理事会において倫理規定案のさらなる改訂作業を行い、2004年の第21回本学会大会における理事会と総会で、その後の経過報告をした。この間、倫理綱領としての国際標準を確認した。具体的にはアメリカ集団精神療学会の倫理綱領との照合検討を行い、また24ヶ国41学会が組織会員となっている国際集団精神療法・集団過程学会の倫理委員会に対して規定案の英訳を送り、意見交換を行って、その改定作業に万全を期するよう努力を重ねた。

その後も改定作業を進めていき、札幌で2005年に開催された第22回本学会大会において、第4次倫理規定改定案を理事会および総会に報告し、協議、検討をした。なお、そのために、倫理規定案を掲載し、またその経過についての説明を加えた「日本集団精神療学会ニュース」を本学会員に対して大会開催前に送付し、大会当日の討論に役立てるように準備の処置をとった。その後、さらに常任理事会で検討を重ねた末、最終案を東京で開催される第23回本学会大会に提案することになった。なお、その際の最終案は『日本集団精神療学会倫理綱領（第5次改定最終案）』としてまとめ、「学会ニュース」の『倫理委員会より』に前回提案した倫理規定案との相違に関する説明を掲載した上で、この「学会ニュース」に同封して、「説明」を付した上記「最終案本文」を学会員全員に対して大会前に送付した。なお、「倫理規定」を「倫

理綱領」に改めることになったのは、この倫理綱領が倫理の基本を記したものであるという考えに立ってのことであり、先の倫理規定にあった「集団療法家の態度」は、倫理綱領の「前文」に置くことにした。なお、大会当日の理事会(2006年3月24日)においては熱心な協議がなされ、いくつかの提案がなされたが、今後の運用において、それらの提案内容を考慮していくとの方針を示すことによって、承認を受けるに至った。また総会においても本案を報告した。総会会場では、いくつかの質問が出たが、これに答えて、了承された。

本倫理綱領を作成していく実務の各段階で、倫理担当理事のアドバイザーである司法関係専門家より、法律的にあらゆる可能性を想定した検討の必要性についての示唆を受け、その内容および用語使用上の緻密で細心にわたる具体的なご教示をいただいた。

また、倫理綱領の別記、1.を巡っては、その後、常任理事会レベルで熱心な協議が重ねられてきた。その結果は本文に記した通りである。

本倫理綱領は集団療法家が心しておくべき基本的態度を示したものである。このことに関して、倫理担当理事は以下のように考えるものである。我々はその本質からして決して過ちを起こすことはないとの保証が出来得ない存在であり、また人権にかかわる問題は学会内においても様々に起こる可能性があるという認識を持っている。この避けがたい人間的現実に対して、我々はその職業的、専門的、社会的責任の所在を明確にし、もし過ちが起こった場合には、これに対して迅速かつ的確な対処をしなければならないものとする。この対処、処置とは、制裁を目的とするものではなく、この過ちに関与している個人の尊厳を守ることを目的としているのであり、同時に我々がこのような個人の尊厳を守ることの出来る集団組織たる学会を構成する一員

であるとの認識のもとに行われる行為である。さらに本学会は、生産的で創造的な集団の生成と発達の過程を通して、個人の自律的な機能回復と成長を促進し、また支援する集団精神療法を研究する我が国における唯一の学会であって、ここに記してある基本的態度は、本学会が社会に対して提示する一つのモデルであると考えている。この基本的態度は、我々の専門性に直結する規範であり、哲学であって、このような考え方が本学会における活動の基盤であるとの認識を、本学会員が共有することを望むものである。したがって、以上のような意味を持っているこの倫理綱領の内容は、本学会の教育、研修関係の課題と密接に結びつくことになる。

また、罰則規定を含む実際の運用に当たっては、本学会の定款と関係するところから、組織担当理事である北西憲二先生から熱心なご意見が寄せられた。さらに、理事長を始めとする常任理事会はこの倫理綱領作成につき、長きにわたって真剣に取り組んできたことをここに記しておく。今後は日々の臨床場面で、倫理綱領に盛られた精神が生かされていくことと共に、本学会大会や研究会および研修会などにおいて、倫理綱領の内容に関する事柄が十分に検討されて、その臨床の質が高められていくと同時に、上に述べた如く、その精神が本学会員に共有されることを強く希望している。また将来において、必要な時期が来れば、改定作業に入ることがあり得るものと考えており、これについては後の世代に期待するところである。以上をもって、特に本倫理綱領成立の経緯を中心とした解説とする。

2. 倫理綱領の内容を中心として

本倫理綱領は、2001年5月7日付けで倫理担当理事が作成した素案を常任理事に送付した時点から、その検討作業が始まっている。その

後、常任理事会を中心に、何回もの改定を重ねた上で、約5年をかけた末に、第5次改定最終案の作成にこぎつけることが出来た。この最終案を先の23回本学会大会開催時に開かれた、2006年3月24日(金)の理事会に提案し、そこでの協議の結果、正式に承認された。なお、当日の総会にも、本倫理綱領は提示されて、熱心な議論がなされている。

以下にその要旨を述べる。先ず、前文において、本倫理綱領の精神が述べられている。すなわち、本学会員の集団精神療法家としてのあるべき姿が記される。続く、IからIVまでの内容が、本倫理綱領の中心をなす条項である。IとIIおよびIVについては、先ず問題はなく、上記の理事会で本文通り承認された。なお、IIIの1に関して、特にいわゆる「二重関係 (dual relationships)」については、上記理事会においても議論があり、この禁止を明文化すべきではないか、しかし他方、そうすると、実際の運用上困ったことにならないかなど、種々の意見が出たが、教育、研修についての公平性は守りつつ、柔軟に対応していくとの共通の理解を目指しているという点で、了承は得られたものの、今後の検討課題である。この「二重関係」とはアメリカの精神療法に関する本の「倫理」の項にも記述されている (例えば、Current Psychotherapies: 7th.ed. R. J. Corsini, D. Wedding ed. Thomson, Belmont, 2005)。例として、大学教師が大学で教えている学生を、自分の行っている別の精神療法研修プログラムに参加させる場合、これを「二重関係」と呼ぶが、この「二重関係」を避けるべきであるという考え方は、教育体制が確立されたアメリカにおける現実を反映したものであって、それはこのような「二重関係」で生じる可能性のある、教師と学生、両者の内的コンプレックスに関わる意識的、あるいは無意識的な脅威と、その結果としてのハラスメント (相手を

困らせること) を防ごうとする目的から発しているものと理解している。我々は、この「二重関係」については、日本の現状を踏まえつつ、その実態に即して、慎重に検討していくべきものと考えており、現段階では、この問題は本倫理綱領に定められている各条項によって、十分にカバーできるものと理解している。最後のVは本倫理綱領に違反すると認められた案件が発生した場合の対応について記されている。

次いで、これを受け、倫理問題審査委員会規則が定められており、そして、これには附帯条項が付されている。すなわち、本規則は運用規則であるので、実際に案件が発生し、これを適用していく過程で、適宜より相応しい規則へと変更していくことが記されている。

また、別記として、罰則規定に関する事項、また、除名処分に関わる理事会、総会、会員への報告、あるいは通知方法が記されている。

最後に、付則として、倫理担当理事の存在と、その役割について記している。

これまで、2回の本学会大会において、この倫理綱領に関するミニ・シンポジウムが開かれ (本学会誌を参照のこと)、国際標準の観点を含めて色々な角度から検討がなされた。倫理綱領の内容については、教育、研修の問題と深い関わりを持つと考えている。よって、今後とも、これについての検討がなされ、そして教育、研修にその精神が生かされることを強く希望するものである。

倫理担当理事 吉松和哉、小谷英文

編集 2007年2月12日
発行 2007年4月20日
日本集団精神療法学会

2007

The Official Journal of the Japan Association of Group Psychotherapy

The Official Journal of the Japan Association of Group Psychotherapy

